

障精発 0428 第 4 号
令和 7 年 4 月 28 日

公益社団法人
日本精神保健福祉士協会長 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課長
(公 印 省 略)

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく「精神保健参与員候補者」の推薦等に係る協力依頼について

精神保健福祉行政の推進につきましては、日頃から格別の御配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

厚生労働大臣は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号）第 15 条第 2 項及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令（平成 16 年政令第 310 号）第 4 条の規定により、「精神保健参与員候補者名簿」を各地方裁判所に、毎年 11 月 1 日までに送付しなければならないとされております。

つきましては、貴協会におかれましては、候補者の推薦について御協力いただきますようお願い申し上げます。

具体的な名簿の作成については、本人の同意（内諾）を得て各都道府県から「精神保健参与候補者」として令和 7 年 5 月 28 日（水）までに推薦された者について、最終的に、当省（地方厚生局）が「精神保健参与候補者」本人からの同意を得て名簿に記載する予定です。これらの手続きについては、別紙のとおり作業を進めることとしておりますので、貴協会（支部）において本人の同意（内諾）を得た上で都道府県に推薦いただくことなど、貴協会各支部への依頼について、御協力をお願い申し上げます。

なお、各都道府県から新たに推薦を受けた「精神保健参与員候補者」については、精神保健判定医等養成研修を受講（日程等については改めて本人に連絡いたします。）していただくこととなりますので、その旨、注意喚起をお願い申し上げます。

【担 当】

社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
医療観察法医療体制整備推進室 古庄・石塚
直通 03-3595-2195

